

株式会社福島銀行 公式キャラクター「はまなかあい」 デザイン等利用取扱規程

第1条 趣旨

本規程は、株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」(以下、「はまなかあい」)のデザイン等を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。



(「はまなかあい」のイメージ)

第2条 権利

「はまなかあい」に関する著作権等一切の権利は株式会社福島銀行(以下、当行)に帰属する。

第3条 意義

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等

「はまなかあい」のイラスト、写真、立体物またはこれらに準ずるもの

(2) デザイン等利用マニュアル(以下、利用マニュアル)

デザイン等の利用方法について当行が定めたもの

(3) 「はまなかあい」公式デザイン集(以下、公式デザイン集)

(1)のデザイン等について当行が定めたもの。第7条で規定するとおり、「はまなかあい」は、公式デザイン集に掲載されているデザイン等のみ利用できるものとする。

(4) 物品等

デザイン等を利用した商品、景品、商品等のパッケージまたはこれらに準ずるもの

第4条 利用承認申請

デザイン等を利用する場合は、当行に対し利用申請を行わなければならない。ただし、次に該当する場合であって、事前に協議を経ている場合を除く。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- 2 前項の承認を受けようとする者は「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」利用承認申請書」(書式1)に次の書類を添え、当行宛て書面(またはメール等の電磁的な通知)にて提出しなければならない。
 - (1) デザイン等の利用状況がわかる完成見本等
 - (2) その他当行が必要と認める書類
- 3 既に受けた利用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」利用承認変更申請書」(書式2)により変更承認申請を行わなければならない。
- 4 当行は申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

第5条 利用承認の基準等

当行は、前条の規定による申請を受付した時、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の承認(以下、利用承認)を行うことができる。

- (1) 「はまなかあい」のキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) デザイン等の変形等、利用マニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合
- (4) 立体物で、その表現が「はまなかあい」の立体物と認められない場合
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 当行のイメージや品位を傷つけるおそれのある場合
- (7) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (8) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (10) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (11) 申請者(申請者が法人である場合は当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員

- をいう。以下同じ。) または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (12) その他、承認することが不相当と認められる場合

第6条 利用期間

デザイン等の利用期間は、利用承認の日から原則1年以内とする。ただし、当行が必要と認める場合はこの限りではない。

- 2 前項の利用期間満了後において、引続きデザイン等の利用を必要とする場合は「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」利用承認変更申請書」(書式2)により変更承認申請を行わなければならない。

第7条 利用方法

利用できるデザイン等は、公式デザイン集に掲載されているもののみとする。ただし、次の各号に該当する場合は、利用承認申請の前に当行と協議の上、了承を得なければならない。

- (1) デザイン等の一部のみを利用する場合
- (2) デザイン等を変形・加工する場合
- (3) デザイン等を他の図形や文字と重ねて利用する場合

第8条 利用料

デザイン等の利用料は、当分の間、無償とする。

第9条 承認通知

デザイン等の利用を承認するものについては、「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」デザイン利用(変更)承認書」(書式3)を交付し、承認しないものには「株式会社福島銀行 公式キャラクター「はまなかあい」デザイン利用(変更)不承認書」(書式4)を通知するものとする。

- 2 当行は、利用を承認する際に条件を付することができる。

第10条 不承認通知

「はまなかあい」の利用を承認しない場合は、申請者に対し書面(またはメール等の電磁的な通知)によりその旨を通知する。

第11条 利用上の遵守事項

第5条に定める利用承認を受けた者(以下、利用者)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、デザイン等に「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」」または「はまなかあい©福島銀行」の表記を付すこと。
- (2) 承認された内容・用途のみに利用すること。
- (3) 利用マニュアルに定められた色、形等に従って正しく利用すること。
- (4) デザインを利用した物品等の完成品は完成後 30 日以内に当行宛て提出すること。ただし、現物での提出が困難であると当行が認めた場合は、写真またはその他電磁的な手法等での提出を可とする。
- (5) 第 5 条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (6) 商標・意匠等の登録出願を行わないこと。
- (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)その他の関係法令を遵守すること。
- (8) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本規程に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (9) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合または発生する恐れがある場合は、速やかに当行に事故等の状況を報告し、当行の指示に従うこと。

第 12 条 利用状況及び利用実績の確認

当行が必要と認めた場合には、利用者に対し必要な資料(帳票、記録等)の提出や説明を求め、デザイン等の利用状況及び利用実績の確認調査を実施する。

第 13 条 地位の承継

相続人、合併により設立される法人、その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用承認に基づく地位を承継することができる。

第 14 条 利用承認の取消し等

次の各号のいずれか 1 つにでも該当する場合は「株式会社福島銀行公式キャラクター「はまなかあい」デザイン利用承認取消通知書」(書式 5)により利用承認の取り消し、利用条件の変更、利用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 利用者が本規程または利用承認の条件に違反したとき。
 - (2) 第 4 条第 2 項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 利用者が第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他デザイン等の利用を継続することが不適當であると認めたとき。
- 2 前項の規定により利用承認が取り消された場合、利用者は、利用承認を取り

消された日からデザイン等を利用することができないものとする。

- 3 当行は第1項各号のいずれかに該当し、利用承認を取消したことにより、利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

第15条 利用の非独占・当行の非推奨等

本規程による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とする等、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等または利用者について当行による推奨または品質保証を行うものではない。

第16条 損害賠償等の責任

デザイン等の利用に関して生じた損失について、当行は損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

- 2 利用者は、デザイン等を利用した商品等の瑕疵（かし）により第三者に損害または損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当行は損害賠償および損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者は、デザイン等の利用に際して故意または過失により当行に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を当行に賠償しなければならない。

第17条 その他

本規程に定めるものの他、デザイン等の利用に関し必要な事項は、当行が別に定める。

附則

本規程は、2024年2月1日から施行する。